

学生・保護者 各位

群馬県では6月13日より、「群馬県：社会経済活動再開に向けたガイドライン」における警戒度が「1」に移行されました。引き続き「新しい生活様式」を厳守した上で、6月19日からは県外への移動制限も緩和される見込みです。

当校では、全ての学生・教職員の協力の基、感染予防行動・感染予防対策を継続し、6月1日より今日まで、1・2年生の対面授業と3年生の臨地実習（代替実習を含む）を実施することができました。今後、臨地実習については、6月8日から開始となった母性父性看護学実習に加え、7月6日からは在宅看護論実習Ⅰ、7月13日からは老年看護学実習を臨床で開始できる見込みです。

一方で新たな感染者の状況を見ると、群馬県では6月5日に2人の感染が確定しましたが、その感染経路は不明です。また、東京都では6月11日より一日当たりの確定患者数が20人を超え6月14日には47人、15日は48人と急増しています。感染者の多くが20～30歳代の若者であるとともに、陽性者が出た店舗を対象とした集団検査によって、感染していることが判明した人が多く存在しています。

これらの状況は、新型コロナウイルス感染症は、発症前の人や無症候の人から感染する可能性があること、そして、私たちが生活する環境には、新型コロナウイルスが存在していることを示すものと言えます。東京都は、第2波に備え対策を検討するワーキングチームを立ち上げました。

今後、県外への移動や県外からの移動が緩和されることで、ウイルスが人によって移動する機会が増えることが予測されます。私たちはこれまで以上に、感染しない・感染させないために、感染予防行動・感染予防対策を徹底する必要があります。

当校では6月16日より、これまで制限していた行動の一部を緩和しますが、皆さんが臨地実習で関わらせていただく対象は、万一、感染した場合、重症化しやすい方であることを十分に認識し、全ての学生・教職員・学校関係者は、以下の「感染予防行動・感染予防対策」を徹底してください。

- (1) 学校生活以外の、人との接触を減らす。
(参考：人との接触を8割減らす、10のポイント、新しい生活様式の実践例)
- (2) 同居家族以外の人との会食は避ける。
- (3) 通院や食料品・生活用品の買い物等、必要時以外は、不特定多数の人が訪れる施設の利用は控える。
- (4) 東京・神奈川・千葉・埼玉 等、新規感染者のある都道府県への移動は控える。
- (5) 受講途中であった自動車教習所の受講再開を可とする。受講に際しては、前・中・後の感染予防対策を徹底し、受講の状況を行動記録に記す。
- (6) 就職・奨学金関係で個別に施設を訪問する必要がある場合は、感染予防行動を徹底し、用件のみを済ませる。

- (7) 国試対策ゼミ等の講習会は、対面を避けリモート形式の講習を利用する。
- (8) レストラン、ハンバーガーショップ、フードコート等 飲食店での飲食は控え、持ち帰り、デリバリーを利用する。
- (9) 不特定多数の人と接する機会のあるアルバイトは、当面の間、禁止。他の職種でアルバイトを希望する際には、事前に改めてアルバイト届を提出し、開始の許可を得る。
- (10) 各学年が使用するスペースを継続して以下のように原則限定する。
 - 1年生：A棟3階（図書室を除く）
 - 2年生：医師会2階講堂、A棟2階－第2教室、トイレ
 - 3年生：B棟2階、A棟－2階（第1演習室、実習室、第1教室）、1階（視聴覚教室、調理室、トイレ）
- (11) 学校で昼食を摂る時は対面を避け、食事中的の会話は控える。
- (12) 同居家族以外の人との距離はできるだけ2m（最低1m）空ける。
- (13) 「密閉」「密集」「密接」をさける。冷房中も換気をする。屋外でも「密接・密集」しない。
- (14) 外出する時や同居家族以外の人と接する時はマスクを着用する。マスクを外した状態での会話は極力避ける。食事等のために外したマスクは、清潔な状態で保管する。
- (15) まめに手洗い・手指消毒をする。共有物使用の際は、前後の手指消毒と、使用後の物品の清拭（所定の方法）を励行する。
- (16) 1日3回の体温測定と健康記録・行動記録の記入を継続する。
- (17) 発熱等の風邪症状、だるさ、味覚障害、嗅覚障害 等、がある時には学校に連絡する。安易に解熱剤を使用しない。同居家族や濃厚接触者に同様の症状がある時にも学校に連絡をする。
- (18) 「体調に変化がある方」「感染予防行動がとれなかった方」「外出の自粛ができなかった方」は、必ず登校を控える。併せて、その旨を学校に電話連絡する。

以上

2020年6月15日

渋川看護専門学校 学校長 井口千春